

日本ITソフトウェア企業年金基金 (愛称:ITS基金)

ご加入のおすすめ

<CONTENTS>

1. 事業概況について	1
2. 基金の運営について	1
3. 基金のご活用について	2
①加入のメリット	
②公的年金の補完手段として	
4. 制度の特長について	3
①財政運営の安定化が可能な制度の導入(キャッシュバランスプラン)	
②利息は経済指標の実績に連動して決まります	
③柔軟な制度設計・加入者の限定も可	
④ライフスタイルに合わせた多様な給付設計	
5. ポータビリティ制度	8
①脱退一時金を他の制度に移換して、将来年金で受けることもできます	
②他の年金制度の脱退一時金相当額等の受入について	
6. 留意事項と中退共について	10
7. 福祉事業について	14
8. 基金の加入について	15
9. Q&A	16
10. 制度概要(まとめ)	17
11. 企業年金制度の比較	18



日本ITソフトウェア企業年金基金

業務グループ

〒107-0052 港区赤坂2-5-7 渡辺商事赤坂ビル3階

電話 03-5114-5517

ご連絡をいただければ、ご訪問またはオンラインでご説明させていただきます

ホームページ

<https://www.its-kikin.or.jp/>

1. 事業概況について

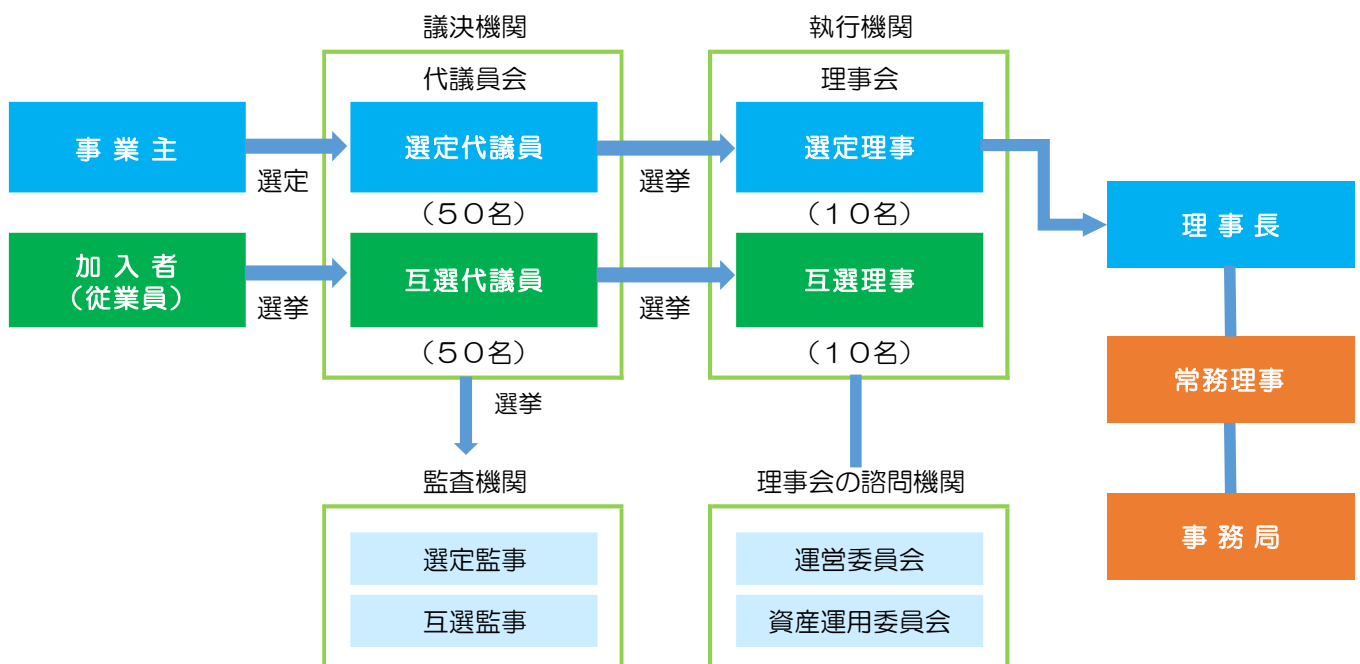
日本ITソフトウェア企業年金基金 事業概況

(令和5年10月末現在)

事業所数	第1年金	771社
	第2年金	241社
加入者数	第1年金	33,544人
	第2年金	7,294人
平均基準給与月額	第1年金 (標準報酬月額に連動)	379,432円
	第2年金 (口数×1,000円)	3,202円
年金受給者数		2,092人
年金資産額		56,550百万円

2. 基金の運営について

- 当基金では、事業主と加入者それぞれの代表である理事・代議員を選出し、定期的に理事会、代議員会を開催しています
- 理事会・代議員会では、基金運営の重要事項などについて審議・決定を行ないます
- 監査機関として監事による監査を定期的を実施しています
- このほか、資産運用や基金運営に関する会議も行っています



3. 基金のご活用について

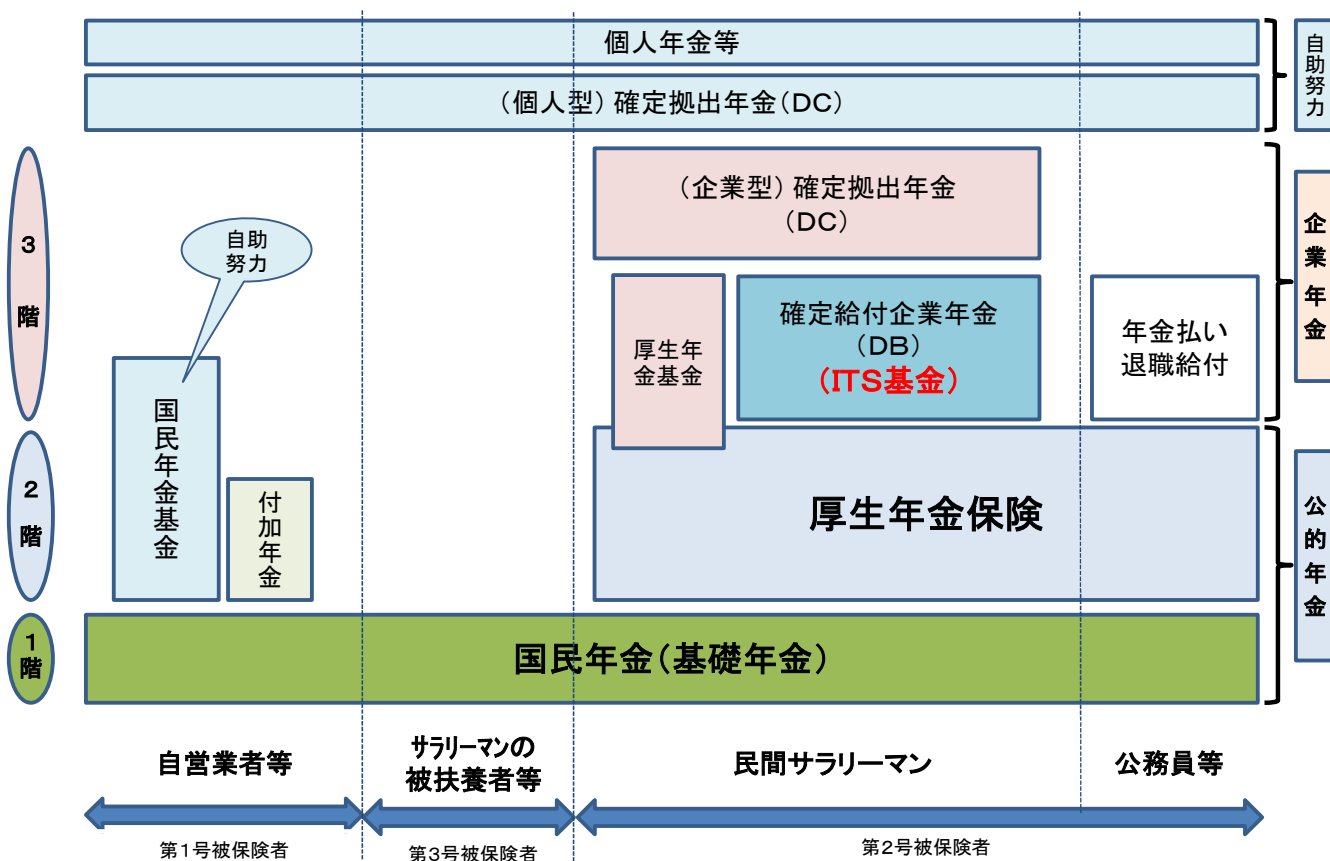
①加入のメリット

1. 企業に対する信頼感が高まります
2. 優秀な人材の確保とその定着化につながります
3. 社員・社長の皆さまの老後生活の安定が図れます
4. 事業主負担の毎月の掛金は全額損金処理できます
5. 自社の退職金制度の一部として活用できます
6. 退職金の資金準備の平準化が図れます

②公的年金の補完手段として

- わが国は、少子高齢化の中で、公的年金の持続性が強く求められています
- そのため、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げが実施されております
また、年金の給付額の伸びを抑える仕組み(マクロ経済スライド)が導入されています
- 従業員の皆さまの退職後の生活の支えとして、また、公的年金のお受取りまでのつなぎ年金として、その補完手段として当制度のご活用をおすすめいたします

<わが国の年金制度の全体像>



<公的年金の支給開始年齢の引上げ>

- 特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の引上げ(平成25年4月～)

支給開始年齢が段階的に引上げられ、昭和36年4月2日以降(女性は昭和41年4月2日以降)生まれの人には支給されなくなります。

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
男子 昭和28.4.2～30.4.1 女子 昭和33.4.2～35.4.1							特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分) 老齢厚生年金
							老齢基礎年金
男子 昭和30.4.2～32.4.1 女子 昭和35.4.2～37.4.1							老齢厚生年金
							老齢基礎年金
男子 昭和32.4.2～34.4.1 女子 昭和37.4.2～39.4.1							老齢厚生年金
							老齢基礎年金
男子 昭和34.4.2～36.4.1 女子 昭和39.4.2～41.4.1							老齢厚生年金
							老齢基礎年金
男子 昭和36.4.2 以降 女子 昭和41.4.2 以降							老齢厚生年金
							老齢基礎年金

4. 制度の特長について

① 財政運営の安定化が可能な制度の導入(キャッシュバランスプラン)

<制度の仕組み>

- キャッシュバランスプランとは、あらかじめ定められた[※]経済指標の実績に連動して給付額が変動する制度であり、安定的な財政運営が可能な制度です
※ 経済指標とは当基金の場合、資産構成割合に基づく市場平均収益率
- 加入者一人ひとりに架空(仮想)の個人口座(個人勘定)を設け個人別の管理を行います
 - ・年1回積立額のお知らせ
 - ・第1年金と第2年金両方加入の場合は合算して管理します
- 加入から退職までの期間、一定額を個人ごとに付与した額(掛金額)と一定期間ごとに算出した利息(変動)の合計額を年金原資とするものです
- 加入期間中の利息(下限 0.0% ~ 上限 5.0%)は保証されています
- 年金でお受取りの場合は、2.5%の利息(固定)が付与されます

持分付与累計(掛金額累計)

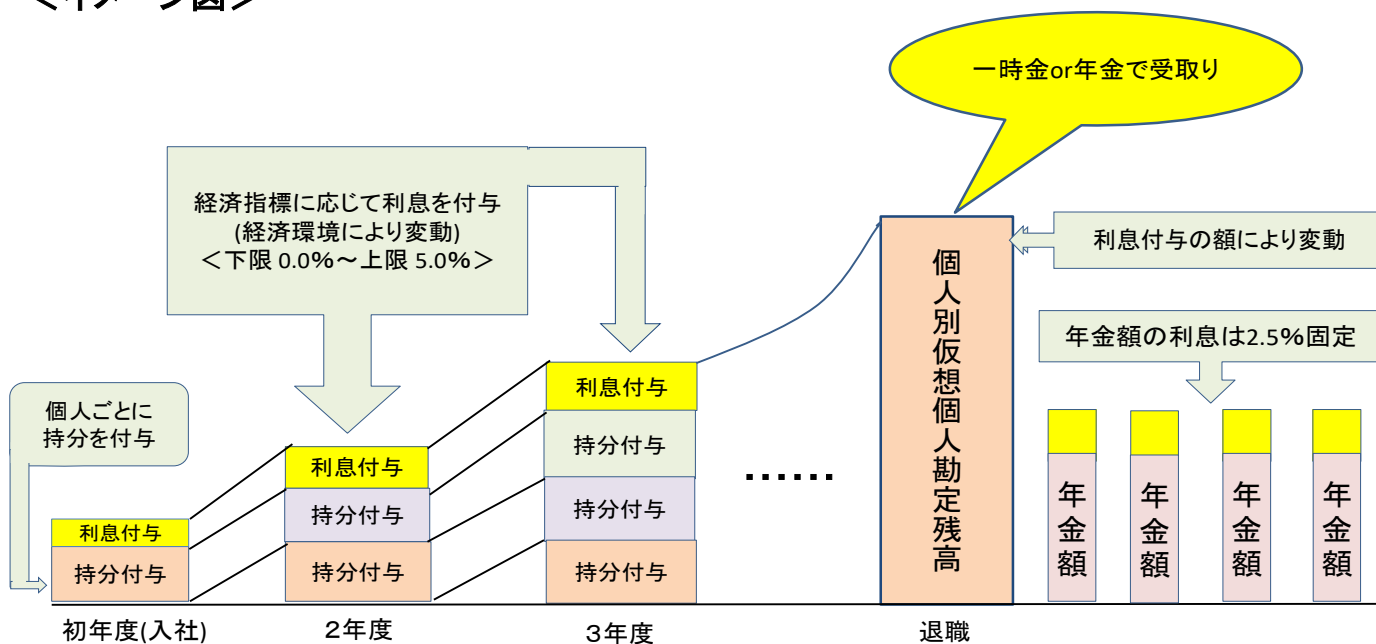
+

利息付与累計(変動)

=

給付額(年金原資)

<イメージ図>



<利息付与>

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1.8%	3.8%	2.0%	4.6%	2.3%	5.0%	0.0%

※ 毎年1~12月の「複合ベンチマーク収益率 - 0.5%」⇒ 翌年4~3月に適用

②利息は経済指標の実績に連動して決まります

- 運用資産ごとの市場平均収益率(ベンチマーク)を当基金の資産構成割合に応じて加重平均した複合ベンチマーク収益率から運用手数料相当(0.5%)を差引いた率を利息として付与します

<利息付与率>

毎年1~12月の複合ベンチマーク収益率 - 0.5% ⇒ 翌年4~3月に付与

- 市場の運用実績と連動させることによって運用の成果を反映させるというものです

<ご参考①>

「資産構成割合による複合ベンチマーク収益率」の具体例

(運用資産の配分例) (資産毎のベンチマーク)		ベンチマークとは市場動向の標準値<具体例>	
国内債券	20%	1.5%	国内債券 ... NOMURA-BPI総合
国内株式	30%	3.5%	国内株式 ... TOPIX(配当込み、東証ベース)
外国債券	30%	2.5%	外国債券 ... FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジ有り・円ベース)
外国株式	20%	4.5%	外国株式 ... MSCI KOKUSAIインデックス(グロス配当込み、ヘッジ無し・円ベース)
複合ベンチマーク		3.0%	

<ご参考②>

他の企業年金基金(キャッシュバランス)の「利息設定方法の例」

国債基準が
一般的

企業年金基金	利息付与の基準	下限 ~ 上限
〇〇企業年金基金	10年国債の過去3年間の平均利回り	1.5% ~ 4.5%
△△企業年金基金	10年国債の応募者利回りの過去5年平均	1.0% ~ 4.0%
□□企業年金基金	20年国債の過去5年間の平均利回り	2.0% ~ 4.0%

③柔軟な制度設計・加入者の限定も可

<加入者の範囲>

- 厚生年金被保険者のうち65歳未満か70歳未満を選択し、その全員または一部
- 加入者の範囲を限定することも可能
正社員以外のパートタイマー、定年後の再雇用者、嘱託職員等を除くことができます

<年金掛金(月額)>

➢ 「第1年金」

厚生年金の標準報酬月額 × 1.1%

(参考 968円 ~ 7,150円)

➢ 「第2年金」

◎事業所毎に口数設定可能(全員一律に設定)

定額コース … 1,000円 × 口数(1口~30口)

◎役職等で個別に設定可能

変額コース … 1,000円 × 口数(1口~30口)

※口数制を採用することにより事業所毎や従業員毎に柔軟な掛金設定、多様なニーズに対応することが可能

(例) 「第2年金」を採用 「変額コース」 職位による区分

職位	係員	係長	課長	部長・役員
月額掛金 (千円)	1口	2口	3口	5口

<「第2年金」変額コース設定例>

	区分内容	<別表>		確認資料名(添付書類)												
1	厚生年金標準報酬月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>月額掛金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~15</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>16~17</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>18~20</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>21~24</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>25級以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	等級	月額掛金(千円)	1~15	1	16~17	2	18~20	3	21~24	4	25級以上	5		<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし ・「確認資料名」欄に「厚生年金保険法第20条の標準報酬月額等級による」と記入
等級	月額掛金(千円)															
1~15	1															
16~17	2															
18~20	3															
21~24	4															
25級以上	5															
2	勤続年数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数 (以上) (未満)</th> <th>月額掛金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5年~10年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10年~20年</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20年~30年</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)	5年	1	5年~10年	2	10年~20年	3	20年~30年	4	30年	5		<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし
勤続年数 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)															
5年	1															
5年~10年	2															
10年~20年	3															
20年~30年	4															
30年	5															
3	基本給 ※基本給の名称は会社によっては「本給」等表現は区々	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本給 (以上) (未満)</th> <th>月額掛金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150,000円</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>150,000円~250,000円</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>250,000円~350,000円</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>350,000円~450,000円</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>450,000円</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	基本給 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)	150,000円	1	150,000円~250,000円	2	250,000円~350,000円	3	350,000円~450,000円	4	450,000円	5		<p>「給与規程」「賃金規程」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本給の取扱いが明記されている規程を添付
基本給 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)															
150,000円	1															
150,000円~250,000円	2															
250,000円~350,000円	3															
350,000円~450,000円	4															
450,000円	5															
4	等級	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>月額掛金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5級・役員</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	等級	月額掛金(千円)	1級	1	2級	2	3級	3	4級	4	5級・役員	5		<p>「等級規程」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートなども対象にする場合は「確認資料名」欄に「左記以外の加入者は1級と同じ月額掛金とする」と記入
等級	月額掛金(千円)															
1級	1															
2級	2															
3級	3															
4級	4															
5級・役員	5															
5	人事考課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>月額掛金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>L2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>L4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>L5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	月額掛金(千円)	L1	1	L2	2	L3	3	L4	4	L5	5		<p>「人事考課規程」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートなども対象にする場合は「確認資料名」欄に「左記以外の加入者はL1と同じ月額掛金とする」と記入
レベル	月額掛金(千円)															
L1	1															
L2	2															
L3	3															
L4	4															
L5	5															

<事務費掛金(月額)>

▶「第1年金」

厚生年金の標準報酬月額×0.15%

(参考 132円 ~ 975円)

▶「第2年金」

1口100円(上限500円)

※「第1年金」も加入の場合は一律100円

④ライフスタイルに合わせた多様な給付設計

▶ 加入者期間3年以上10年未満の方は「一時金」を支給します

※退職時に一時金を受取らずに他の企業年金制度へ移換可

<掛金額と一時金水準の例>

「第1年金」 標準報酬月額360,000円の場合

(標準報酬月額×1.1%)

	3年	5年	10年	15年	20年	30年	40年
掛金	14.3万円	23.8万円	47.5万円	71.3万円	95.0万円	142.6万円	190.0万円
一時金	14.8万円	25.3万円	53.9万円	86.3万円	122.9万円	211.2万円	324.3万円

「第2年金」 口数制(4口 4,000円)を採用した場合

(1口:1,000円)

	3年	5年	10年	15年	20年	30年	40年
掛金	14.4万円	24.0万円	48.0万円	72.0万円	96.0万円	144.0万円	192.0万円
一時金	15.0万円	25.6万円	54.5万円	87.2万円	124.1万円	213.4万円	327.6万円

<注意> 上記は、元利合計利率 2.5%の場合であり、実際の給付額とは異なることにご留意下さい。

▶ 加入者期間10年以上の方は「年金」が支給されます(一時金選択も可)

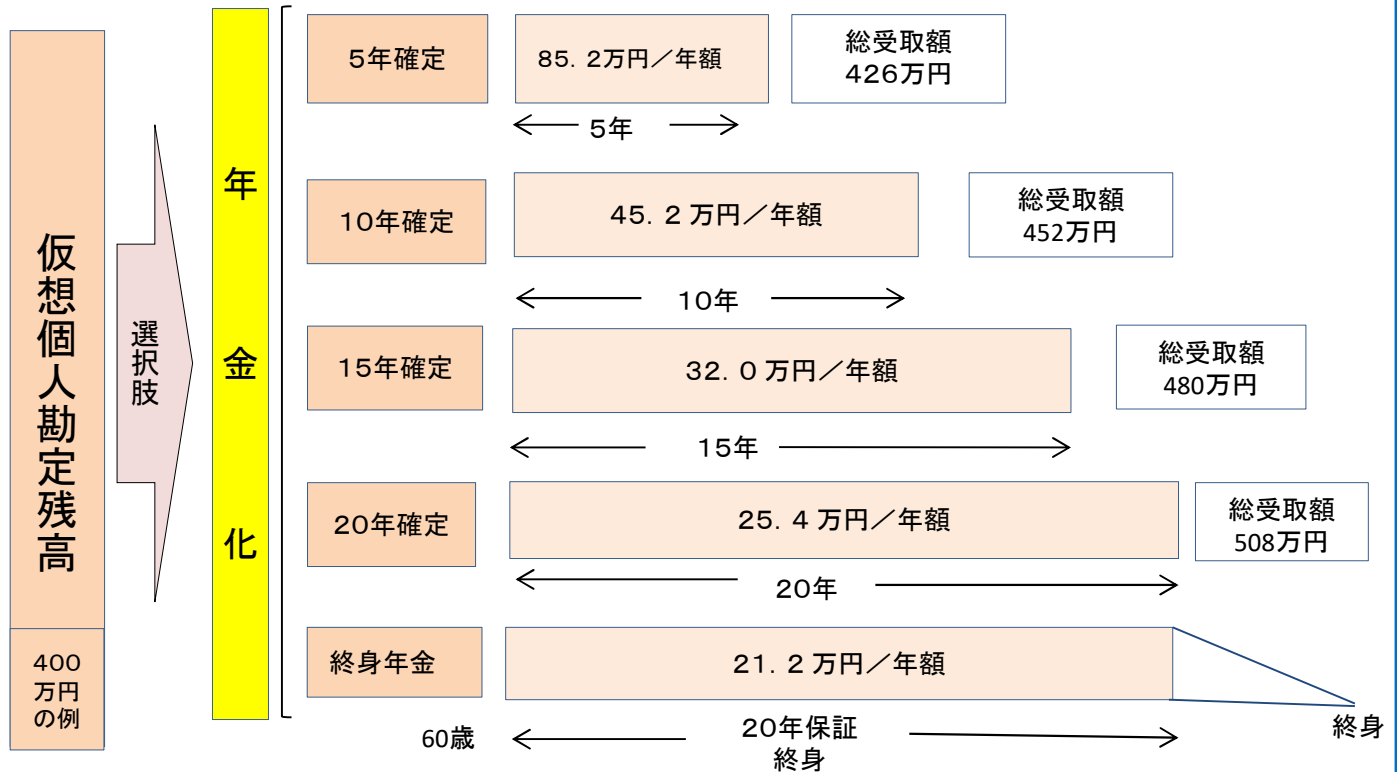
年金でお受取りの場合は、5年、10年、15年、20年の有期年金

または20年保証終身年金(60歳以上の退職または上限年齢到達の場合)の選択が可能

退職時年齢	支給開始	年金の種類
50歳以上	即時 (70歳迄の繰下げ可)	有期年金(5年、10年、15年、20年) または 終身年金(60歳以上の退職または上限年齢到達の場合)
50歳未満	60歳 (70歳迄の繰下げ可)	
※退職時に一時金を受取らずに他の企業年金制度へ移換可		

＜ライフスタイルに応じた受取り方法の例＞

「受給期間別の年金額」



5. ポータビリティ制度

①脱退一時金を他の制度に移換して、将来年金で受けることもできます

- 退職時に脱退一時金を受取らずに、転職先の企業年金や企業年金連合会等へ脱退一時金相当額を持ち運び(移換)、将来の年金受給に結びつけることができます
- 給付設計や受給要件などについては、移換先の年金制度によって変わります

移換先の制度

		DB	企業型DC	個人型DC	企業年金連合会
移換前の制度	DB	○	○	○	○
	企業型DC	○	○	○	○
	個人型DC	○	○	—	×
	企業年金連合会	○	○	○	—

②他の年金制度の脱退一時金相当額等の受け入れについて

- 他の企業年金制度を脱退したことによる脱退一時金相当額や、確定拠出年金(DC)の個人別管理資産を当基金の仮想個人勘定残高に移換(持ち運び)することができます
- 当基金の給付(脱退一時金)を受けるには3年以上の加入者期間が必要ですが、脱退一時金相当額等を当基金に移換した方は移換した額の算定の基礎となった期間と通算して1ヵ月以上の期間があれば、脱退一時金を受けられます

制度の種類(移換前)	脱退一時金相当額	移換申出期限	必要な手続
企業型確定拠出年金(DC)	個人別管理資産	資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヵ月後の末日まで	移換元の記録関連運営管理機関に「個人別管理資産移換申出書」を提出
企業型確定拠出年金(DC)から国民年金基金連合会に自動移換	個人別管理資産	なし	特定運営管理機関に「個人別管理資産移換申出書」を提出
個人型確定拠出年金(iDeCo)	個人別管理資産	なし	移換元の記録関連運営管理機関に「個人別管理資産移換申出書」を提出
確定給付企業年金(DB)	脱退一時金	資格喪失日から1年以内	・当基金にその旨ご連絡ください。 ・移換元のDBに「移換申出書」(当基金)を提出
企業年金連合会	積立金	当基金の資格取得日から3ヵ月以内	「移換申出書」(連合会)を当基金に提出

※ 個人型確定拠出年金(iDeCo)からの移換には所定の手数料がかかります
 詳細は運営管理機関にご確認ください

6. 留意事項と中退共について

加入者期間「3年未満」の脱退者は給付(一時金)がありません
(事業所への掛金返還もありません)

<理由>

- ① 多くの事業所が企業年金を「退職金」として活用されていること
(一般的に3年以上の勤続者へ支給、法令上では3年以上に給付義務あり)
- ② 事業所の追加負担を回避し、長期的に年金財政の安定化の財源としていること
(3年未満の脱退者の積立金を制度に留保し、基金全体で使用)

<対応策>

- ① 「最低3年は頑張ってもらいたい」との事業所側のニーズと優秀な社員の引き留め策として、当制度を積極的にご利用いただきたい
- ② 「第2年金」加入口数に変化をつける
(具体的な加入事例)
 - ・新規採用の3年間は1口のみ加入し、3年後に見直し
 - ・役員などの幹部社員以外の一般社員は1口のみ加入

※「新規加入特例」

新規加入時点の加入者に限定して、当基金に加入する前の当該事業所の勤続期間も加入期間に通算します

また、第2年金に加入する場合はその勤務期間分の掛金を納付することも出来ます

「加入者を限定」する場合の取扱いについて

<ポイント>

- ① 不当差別はできません
- ② 就業規則等による客観的な基準によって限定すること
 - ・就業規則の提出が必要 ⇒ 「社員」等の区分を要確認
- ③ 役員は「法人税法第2条」の規定を引用するため規程は不要

<具体的な規約への記載例>

『就業規則(令和〇年〇月1日現在において効力を有する株式会社〇〇〇の就業規則をいう)第〇条に規定する「正社員」、「無期契約社員」及び法人税法第2条第15号に規定する役員』を当基金の加入者とする

「第2年金」の加入口数を変更する場合の取扱いについて

<ポイント>

- ① 加入時に決定した「第2年金 定額コース」の口数を変更する場合（4月と10月の年2回変更可）
 - i) 「増口」は自由にできます
 - ii) 「減口」する場合は「厚生労働大臣の認可」が必要となります
 <必要な添付書類>
 - ・加入者の2/3以上の同意書
 - ・減口の理由書
- ② 「第2年金 変額コース」で口数を変更する場合
 - i) 事業所が決定済の「基準の範囲内」での増減口は自由にできます（4月と10月の年2回変更可）
 - ii) 決定済の「基準口数」を「増口」することは自由にできます
 - iii) 基準口数を「減口」する場合は上記と同じく厚生労働大臣の認可が必要です（添付書類も同じ）



<対応策>

<ご加入の具体的な事例>

「第2年金」は口数制を採用しているため、そのメリットを活かして初めは（加入時）は小さく始める
 定額コース … 1,000円×口数（1口 30口） 全員一律に設定
 変額コース … 1,000円×口数（1口 30口） 役職等で個別に設定

万一「追加掛金」が生じた場合の負担額について（目安）

<ポイント>

- ① 当基金は万が一にも追加負担が生じないように万全の対応を講じていますが、確定給付企業年金のため、事業所の追加負担が絶対にはいえません

<追加負担が生じる場合とは>

- i) 原則5年ごとの財政再計算時に「不足金」が生じた時
- ii) マーケットの急降下（リーマンショック級）などにより、概ね 資産（責任準備金）の15%程度を超える不足金が生じたとき <当基金では500億円×15%＝約 ▲75億円の不足金>



<追加負担が生じた場合の対応策>

- ① 基準日において生じている「不足金」を20年間で償却することになります（利息は2.5%）
- ② 具体的な追加負担額の例 <加入者数 32,000人、平均口数4口の例>
 - ・不足金 10億円の時 ⇒ 1口あたり 約41円/月 <概算計算による目安です>

中退共を減額してITS基金へ加入する場合の手続きについて

1. 中退共とITS基金の比較（主要ポイントのみ）

<中退共>

- ◆ 従業員は原則として全員加入（役員は加入できない）
※短期雇用者、季節雇用者、短時間労働者、嘱託者等は除外可能
- ◆ 掛金月額の選択 …… 最低 5,000円～30,000円の範囲で選択（1,000円単位で16通り）
※事業主負担の毎月の掛金は全額損金処理できます
- ◆ 掛金月額の助成
・初めて加入する場合 …… 掛金月額の1/2（上限月5,000円）を1年間助成（年間6万円まで）
・掛金月額を増額する場合 …… 1.8万円以下の掛金を増額する場合、増額分の1/3を1年間助成（20,000円以上の掛金月額は対象外）
- ◆ 過去勤務期間の通算 …… 初めて加入する場合に限る（10年を限度）、ただし、掛金の別途納付が必要
- ◆ 予定運用利回り …… 「年1%」
※付加退職金（運用環境良好時に加算）
付加の例 ⇒ H 4年度 1.309%、H 5年度 0.15%、H16年度 0.233%、H17年度 0.602%
H18年度 2.14%、H26年度 1.82%、H27年度 2.16%、H30年度 0.44%
R 3年度 0.0142% *他の年度はゼロ
- ◆ 受取りは原則「一時金」
・加入期間「1年以上」の退職者へ支給 …… 企業への1年未満退職者掛金の返金はなし
・退職金（一時金払い）として中退共から直接本人宛に支払う
・本人の選択により、「5年で20回払」「10年で40回払」の分割払いも可能 <利率は1%>

<ITS基金>

- ◆ 原則、厚生年金の被保険者全員（役員も加入できる）
※正社員以外のパートタイマー、定年後の再雇用者、嘱託職員等の除外可能
- ◆ 年金掛金（月額）
「第1年金」 …… 厚生年金の標準報酬月額×1.1%（参考968円～7,150円）
「第2年金」 …… 口数制「1,000円×口数（1口～30口）」
 <定額コース> 事業所毎に口数設定可能
 <変額コース> 役職等で個別に設定可能
 ※事業主負担の毎月の掛金は全額損金処理できます
- ◆ 利息付与……加入中「0%～5%」、据置中「0%～2.5%」で変動、受給中は2.5%固定

<当基金の利息付与>

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1.8%	3.8%	2.0%	4.6%	2.3%	5.0%	0.0%

※毎年1～12月の「複合ベンチマーク-0.5%」⇒翌年4～3月に適用

- ◆ 加入者期間3年以上10年未満は一時金支給、10年以上の加入者は年金受取りが可能
・年金受給時は「5年確定」「10年確定」「15年確定」「20年確定」「20年保証終身」から本人が選択
・加入期間3年未満の退職者への支給はありません ⇒ 企業への掛金の返金もされません

2. 中退共を減額調整する場合の留意点

- ◆ 掛金の減額ができる場合（次のいずれかの場合）
・加入者が同意したとき
・現在の掛金月額を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたとき
- ◆ 掛金月額5,000円未満への減額は不可 ⇒ 解約扱いとなり、積立金が加入者へ支払われます

3. 中退共の掛金月額を減額する場合の手続き

減額対象の従業員(被共済者)全員について次の手続きが必要です

◆必要書類へのご記入

「退職金共済手帳」の1枚目の「掛金月額変更申込書」に必要事項を記入・押印または署名します

- * 1 変更年月・変更後の掛金月額欄のご記入にあたっては、「退職金共済手帳」の1枚目の裏面「掛金月額変更の申込書の記入例」をご参照下さい
- * 2 従業員(被共済者)の同意(押印または署名)がないと減額できません
- * 3 掛金が前納されている場合は、その前納されている月分は掛金月額を減額することはできません

◆書類のご提出

切り取り線から切り離して、減額したい月の前月15日(4月分の掛金から減額の場合は3月15日)までに、封書にて「中退共本部保全課」へご送付ください

- * 1 「掛金月額変更申込書」はハガキではありませんので、必ず封書でご送付ください

<送付先>

〒 170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中退共本部 保全課

◆手続きの完了

掛金月額の減額が完了しますと、中退共本部から、新たな月額を表示した「退職金共済手帳」が送付されますので、「退職金共済契約関係書類綴」にファイルされている「退職金共済手帳」の1枚目と差し替えてください

<ご参考> 「退職金共済手帳」1枚目のイメージ

<p>共済契約番号 共済契約者の氏名または名称 被共済者番号 契約成立年月日 掛金月額 現在の掛金月額 口座振替開始 年月日 になった年月日 年月日</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 印</p>	<p>掛金月額変更の申込みの手続きについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 4. 5. 掛金月額の種類 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>9,000円</td> <td>10,000円</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	30,000円
5,000円	6,000円	7,000円	8,000円										
9,000円	10,000円										
.....	30,000円										
<p style="text-align: center;">掛金納付状況</p> <p style="text-align: center;">.</p>	<p style="text-align: center;">キリトリ線</p> <p style="text-align: center; color: red;">掛金月額変更申込書</p> <p>変更年月日 変更の内容等 .</p> <p style="text-align: center;">被共済者の住所 氏名 押印または署名</p>												

7. 福祉事業について

当基金では、加入者の皆さまへの情報提供の場として、年金相談・各種セミナーを開催しております

<年金相談・セミナー>

講座名	内容	開催
年金受給セミナー	厚生年金について分かりやすく解説するとともに、国の年金見込額を提示し、その説明及び相談に応じます。併せて基金の見込額もお知らせいたします	年4回
公的年金セミナー	公的年金制度(老齢・障害・遺族)について、分かりやすく解説します	年2回
介護セミナー	介護の基礎知識や手続き、心構えや向き合い方などを分かりやすく解説します	年2回
資産形成セミナー	資産形成の基礎を分かりやすく解説します	年3回
相続セミナー	相続の基本から相続税課税の流れなどを分かりやすく解説します	年2回
新入社員セミナー (JCSSA主催)	新入社員としての心構えとIT業界を代表する諸先輩方からのアドバイスをいただきます	年1回

※開催案内は、メール配信やホームページにより行います

<その他の福祉事業>

- 結婚情報サービス機関の割引利用 2カ所
- 結婚式場の割引利用 6カ所
- 葬祭場の割引利用 2カ所
- 福利厚生サービス機関提携施設の割引利用(第1年金の加入者のみ)

8. 基金の加入について

- 事業主の負担余力や給付水準にあわせて「第1年金」、「第2年金」、「両方加入」から選択できます
- また、「第1年金」は福祉事業が充実、「第2年金」は多様なニーズに対応でき、事務費を安く設定しています

<新規加入時の特例>

新規加入時点の加入者に限定して、当基金に加入する前の当該事業所の勤続期間も加入期間に通算します

また、第2年金に加入する場合はその勤続期間分の掛金を納付することも出来ます

<対象事業所>

全国に所在する「情報通信業」を主たる業とする事業所(地域の限定はありません)

<加入者の範囲>

厚生年金被保険者のうち65歳未満か70歳未満を選択し、その全員または一部(退職金規程に該当しない者等を除くことが可能)

(例)パートタイマー、定年後の再雇用者、嘱託職員等を除くことができます

<加入申込み書類>

- ・日本ITソフトウェア企業年金基金加入申込書
- ・事業主の同意書
- ・被保険者の過半数代表者の同意書
- ・被保険者の過半数代表であることの証明書
- ・保険料納入告知額・領収済額通知書の写し(厚生年金保険料)
- ・企業年金基金加入にかかる誓約書

(注)加入対象者を限定する場合は、就業規則等の提出が必要となります

<加入の時期>

加入時期については、申込月の翌月から2ヶ月後となります

当基金では、毎月の加入受付を行っております

※ 健全な基金運営を実施するため、加入時に事前審査をさせていただきます

9. Q&A

<ITS基金の制度>

Q1: 「第1年金」と「第2年金」の違いは何ですか？

- A: 毎月の掛金の算出方法が違います。「第1年金」は、厚生年金の標準報酬月額に料率(年金掛金1.1%、事務費掛金0.15%)を掛けて算出し、「第2年金」は、年金掛金1,000円×口数(1口～30口)、事務費掛金1口あたり100円(上限500円)、両方加入の場合は一律100円と口数制を採用しています
事業主の負担余力や期待給付水準にあわせて「第1年金」「第2年金」「両方加入」自由に選択でき多様なニーズに対応可能な制度です

<「第2年金」定額コースの設定>

Q2: 「第2年金」定額コースを採用したいのですが、留意すべき点がありますか？

- A: 全員が定額コースであれば全て口数は一律です 問題は、導入後、口数を減らす場合は、給付減額になるため同意手続き等が必要となります
詳細を決めるのに時間がかかるようでしたら、まずは1口から始めていただいて、年2回(4月・10月)の変更時期に口数の増加や変額コースへの変更をされるのがよろしいかと考えます

<「第2年金」変額コースの設定>

Q3: 「第2年金」変額コースを採用したいのですが、留意すべき点がありますか？

- A: 変額コースの場合、事業主の恣意性によって口数に差をつけることはできません 社内規定(職位・等級・職務内容等を定めたもの)により合理的であることが確認できることが必要とされています
厚生年金の標準報酬月額をベースに口数を個人ごとに決めることも可能であり、この場合には、社内規定の提出は不要です

<「第2年金」コースの変更>

Q4: 役職等による変額コースの場合、役職が下がった場合は何か手続きが必要になりますか？

- A: 積立掛金テーブル(区分)の変更ではなく、昇格、降格により役職が変わったのであれば、年2回(4月・10月)の変更時期に届けていただくだけで可です
なお、この場合の降格による減額、いわゆる給付減額には該当しませんので、行政の認可は必要ありません

<利息付与>

Q5: 指標の設定について、経済指標に連動するとありますが、直近の経済指標とか過去のデータによる試算等しているのでしょうか？

- A: 当基金では、複合ベンチマークによる利息付与としています。株式や債券など市場の平均収益率をベンチマークと言いますが、当基金で運用をしている資産構成割合で各資産のベンチマークを加重平均したものを複合ベンチマークと言います

<事業所の脱退>

Q6: ITS基金へ加入後に脱退できますか？

- A: ITS基金は確定給付企業年金法に基づき運営され、脱退する場合は、代議員会の議決を得て厚生労働大臣の認可を得る必要があります
また、基金全体で積立不足が発生している場合は、脱退時に事業所規模に応じた負担をお願いすることになります 詳細は規約に定めることとなります

10. 制度概要（まとめ）

区分	第1年金	第2年金
給付の型	キャッシュバランス型	
加入者の範囲	厚生年金被保険者のうち65歳未満か70歳未満を選択し、その全員または一部（正社員以外のパートタイマー、定年後の再雇用者、嘱託職員等除くことができます）	
年金掛金（月額）	厚生年金の標準報酬月額×1.1% (参考 968円～7,150円)	◎事業所毎に口数設定可能 定額コース・・・1,000円×口数(1口～30口) ◎役職等で個別に設定可能 変額コース・・・1,000円×口数(1口～30口)
利息付与率	加入中／0.0%～5.0%で変動 据置中／0.0%～2.5%で変動 受給中／2.5%固定	
指標の設定	経済指標に連動（資産構成割合による複合ベンチマーク） <下限0.0%～上限5.0%>	
加入者期間 ※新規加入時特例	当制度の加入者期間 ※新規加入時点の加入者に限定して、当基金に加入する前の当該事業所の勤続期間も加入期間に通算します また、第2年金に加入する場合はその勤続期間分の掛金を納付することも出来ます	
年金給付	加入期間10年以上（3年～10年未満で退職または死亡した場合は一時金を支給）	
年金支給開始	50歳未満の退職・・・60歳(70歳迄の繰下げ可) 50歳以上の退職・・・即時(70歳迄の繰下げ可)	
年金支給形態	「有期年金」(5年、10年、15年、20年) または「20年保証付終身年金」から選択 (終身年金は60歳以上退職または上限年齢到達の場合)	
予定利率	2.5%	
事務費掛金（月額）	厚年年金の標準報酬月額×0.15% (参考 132円～975円)	1口100円(上限500円) (第1年金も加入の場合は一律100円)
福祉事業	各種セミナー(年金受給、公的年金、介護、資産形成、相続、新入社員等) 結婚情報サービス機関、結婚式場、葬祭場の割引利用	
福利厚生サービス	利用できます*	利用できません

* 福利厚生サービスは、日常生活で役立つ多様なサービスを会員料金で加入者の皆さまをはじめ、ご家族の方もご利用いただけます

11. 企業年金制度の比較

		確定給付企業年金(DB) (ITS基金)	企業型確定拠出年金(DC)	中小企業退職金共済制度
根拠法		確定給付企業年金法	確定拠出年金法	中小企業退職金共済法
加入対象者		65歳未満か70歳未満の 厚生年金被保険者を選択	60歳未満の 厚生年金の被保険者	原則、従業員全員加入
適用範囲		退職金の適用者に限定可 (役員も加入可)	退職金の適用者に限定可	役員は不可
運用	資産運用	基金が信託・生保・投資顧問等 へ運用委託	従業員が自ら運用	中退共(国)が預託金・ 金融債・国債等で運用
	運用リスク	事業主が負う	従業員が負う	中退共(国)が負う
	従業員へ 投資教育	不要	義務付けられている	不要
掛金	基準 及び 限度	「第1年金」標準報酬×1.1% 「第2年金」1口1,000円 ・定額コース(1口～30口) ・変額コース(1口～30口)	拠出限度額あり (企業年金なし 55,000円) (企業年金あり 27,500円)	最低 5,000円 ～30,000円 から選択
	会計上の 取扱い	退職給付債務の 計上不要	退職給付債務の 計上不要	退職給付債務の 計上不要
年金	受給 資格	10年以上	1ヶ月以上	1年以上
	支給 開始	即時(50歳以上で退職) 60歳(50歳未満で退職)	60歳～70歳の範囲で 個人が選択	退職時
	支払 期間	5年・10年・15年・20年・終身 *終身は60歳以上退職または65歳到達の場合	5年以上の有期 または終身年金	5年または10年の 分割払いあり
	給付額 (利息) の特徴	加入中／変動(0%～5%) 据置中／変動(0%～2.5%) 受給中／2.5%固定	従業員の運用実績により変動	基本退職金(利率 年1%) 付加退職金(運用実勢での 上乘せあり)
一時金		3年以上10年未満	1ヶ月以上 (60歳前の受取りは原則不可)	1年以上
税制	事業主 掛金	全 額 損 金 算 入		
特長		・給付額に保証あり (従業員は安心できる) ・運用リスクは事業主が負う (不足金発生時は事業主が負担)	・給付額は掛金と運用収益の合計 (従業員にとっては不安定) ・運用リスクは従業員が負う (事業主の追加負担なし)	・掛金の助成金制度あり(1年間) ・加入できる企業は業種によって 異なります (従業員、資本金等に制限あり)

【問い合わせ先】

日本ITソフトウェア企業年金基金
TEL：03-5114-5517
FAX：03-3588-1085
E-Mail：kanyu@its-kikin.or.jp